

CAC

第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社CAC Holdings本社ビル1階ポッチャコート
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様への来場記念品（お土産）は
ご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 CAC Holdings

証券コード 4725

株主の皆さまには平素より格別のご支援並びにご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに第59期（2024年度：2024年1月1日から2024年12月31日まで）の定時株主総会招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明申し上げますので、ご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

当社グループは、「世界をフィールドに先進のICTをもって新しい価値を創造する」を企業理念としております。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の波が加速し、私たちシステムインテグレーターへの期待や社会的な役割も大きく変化しています。持続的に成長し続ける企業となるために、10年後の目指す姿として「CAC Vision 2030：テクノロジーとアイデアで、社会にポジティブなインパクトを与え続ける企業グループへ」を掲げ、グループ一丸となって取り組んでおります。

2030年もその先も、社会のニーズを常に汲み取りながら先進のテクノロジーとアイデアで新しい価値を創造し続けることで、社会に必要とされる存在であり続けたいと考えております。

今後とも皆さまの変わらぬご支援を宜しくお願いいたします。

2025年3月



代表取締役社長
西森 良太

証券コード 4725
2025年3月10日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社CAC Holdings
代表取締役社長 西 森 良 太

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第59回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cac-holdings.com/ir/soukai.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主の皆さまにおかれましては、開催日時点でのご自身の健康状態をご考慮のうえ、本株主総会につきましても、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁から7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社CAC Holdings本社ビル1階ポッチャコート
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第59期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 会社法改正により、電子提供措置事項につきまして、2頁に記載の当社ウェブサイト又は東京証券取引所ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりませんが、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

- (2) 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
また、インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第15条の定めに基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以 上

-
1. 株主総会当日のご出席の際は、国内の感染症等の流行状況やご自身の健康状況をご考慮いただき、マスク着用等の感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 4. 株主様でない代理人及びご同僚の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時30分必着

インターネット等による議決権行使

後記（6頁～7頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。



行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後5時30分まで



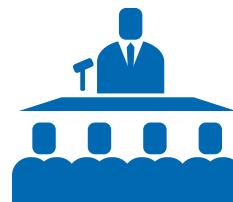
スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年3月27日（木曜日）午前10時



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

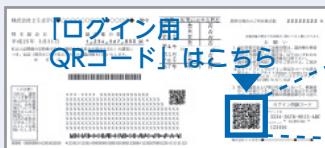
2025年3月26日（水曜日）
午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って
行使完了です。

機関投資家の皆さまへ

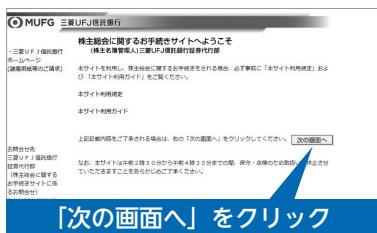
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

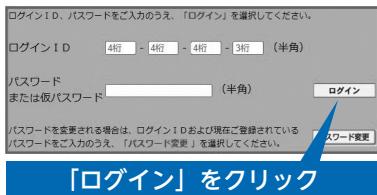


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

サイトの取り扱い時間について

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題と位置付けており、本中期経営計画期間（2022年12月期～2025年12月期）の2年目以降においては株主還元の姿勢をより明確にするため、配当金額は自己資本配当率（DOE）5%水準を目指すことを基本方針とし、各期の業績や経済情勢も勘案しながら決定してまいります。この方針に基づき、第59期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円
総額872,515,450円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、各取締役候補者は、指名委員会への諮問に基づき取締役会で取締役候補者として決定いたしました。

候補者 番号		氏名	性別	地位	担当	当事業年度における 取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任	にしもりりょうた 西森良太	男性	代表取締役社長		18回中18回に出席 (100%)
2	再任	さこうあきひこ 酒匂明彦	男性	取締役会長		18回中18回に出席 (100%)
3	新任	さべっとうひろとも 佐別當宏友	男性	執行役員	コアICT担当	一回中一回に出席 (一%)
4	再任	まつおみか 松尾美香	女性	取締役		18回中17回に出席 (94.4%)
5	再任	おおつきゆき 大槻友紀	女性	取締役		18回中18回に出席 (100%)
6	再任	わたなべたつお 渡邊龍男	男性	取締役		18回中18回に出席 (100%)
7	再任	はらだたつや 原田達也	男性	取締役		18回中17回に出席 (94.4%)

候補者
番号

1

にし もり りょう た
西 森 良 太

(1967年12月18日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

69,477株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社CAC Holdings）入社
2007年7月 当社経営企画部長
2009年4月 当社執行役員金融ビジネスユニット 副ビジネスユニット長
2011年1月 CAC AMERICA CORPORATION Director & President & TREASURER
2014年4月 株式会社シーエーシー転籍
2014年7月 Accel Frontline Limited（現 Inspirisys Solutions Limited） President
Strategic Initiatives
2016年1月 株式会社シーエーシー執行役員
2016年3月 当社取締役
株式会社シーエーシー取締役兼執行役員
2016年4月 当社取締役 経営管理部、経営企画部、未来企画部担当
2018年1月 当社取締役 シーエーシー担当
株式会社シーエーシー代表取締役社長
2019年1月 当社取締役兼執行役員 コアICT領域担当
2019年3月 当社常務執行役員 コアICT領域担当
2020年3月 当社取締役兼専務執行役員 コアICT領域担当
2021年1月 当社代表取締役社長（現任）
2025年1月 株式会社シーエーシー取締役会長（現任）
《重要な兼職の状況》
株式会社シーエーシー取締役会長

候補者
番号

2

さ こう あき ひこ
酒 匂 明 彦

(1960年6月15日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

78,689株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社CAC Holdings）入社
1999年4月 当社金融システム第一事業部長
2000年3月 当社執行役員SI事業本部金融システム第一事業部長
2005年3月 当社取締役兼執行役員経営統括本部長
2008年3月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長
2011年1月 当社代表取締役社長
2014年4月 株式会社シーエーシー代表取締役社長
2021年1月 当社代表取締役会長
2023年3月 当社取締役会長（現任）
2023年6月 全国情報サービス産業企業年金基金理事長（現任）
《重要な兼職の状況》
全国情報サービス産業企業年金基金理事長

候補者
番号

3

さ べつ とう ひろ とも
佐別 當 宏 友

(1974年6月21日生)

新 任

所有する当社の株式の数
普通株式

11,596株

・ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）入社
2014年1月 当社経営企画部長
2014年4月 株式会社シーエーシー転籍
2016年4月 同社業務担当執行役員
2023年1月 当社執行役員 経営統括副担当
2023年3月 株式会社シーエーシー取締役兼業務担当執行役員
2024年3月 当社執行役員 コアICT担当（現任）
2025年1月 株式会社シーエーシー代表取締役社長（現任）

《重要な兼職の状況》

株式会社シーエーシー代表取締役社長

候補者
番号

4

まつ お み か
松 尾 美 香

(1961年5月29日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年6月 シティバンク、エヌ・エイ グローバル コンシューマー バンク ジャパン クオリティディレクター&オーガニゼーションラーニングディレクター
2001年9月 JPモルガン・チェース アジアパシフィック マスターブラックベルト シックスシグマ ソリューションズ
2002年8月 株式会社東京スター銀行人事部長
2008年8月 ムーディーズ・ジャパン株式会社ヘッドオブアジアパシフィック ヒューマンリソース兼シニア・バイスプレジデント
2010年4月 株式会社東京スター銀行執行役員 チーフオブスタッフ
2011年9月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）執行役員兼チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー
2018年1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社取締役執行役員兼チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー
2020年2月 アサヒグループホールディングス株式会社顧問（現任）
2021年3月 当社取締役（現任）
2022年3月 株式会社船場社外取締役 監査等委員（現任）
2024年3月 マニユライフ生命保険株式会社社外取締役（現任）

《重要な兼職の状況》

アサヒグループホールディングス株式会社顧問
株式会社船場社外取締役 監査等委員
マニユライフ生命保険株式会社社外取締役

候補者
番号

5

おお つき ゆ き
大 槻 友 紀

(1986年2月9日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年4月 株式会社日立製作所ひたちなか総合病院研修医
2012年4月 東京医科歯科大学医学部附属病院研修医
2013年4月 株式会社東芝専属産業医
2015年4月 東京医科歯科大学医学部附属病院皮膚科医員
2015年4月 東京ビジネスサービス株式会社専属産業医（現任）
2015年7月 湘南藤沢徳洲会病院皮膚科医員
2015年12月 株式会社Labo Metrica取締役（現任）
2017年8月 東京医科歯科大学医学部附属病院皮膚科助教
2018年9月 草加市立病院皮膚科医長
2021年3月 当社取締役（現任）
2023年1月 株式会社Medical Perch代表取締役（現任）

《重要な兼職の状況》

東京ビジネスサービス株式会社専属産業医
株式会社Medical Perch代表取締役

候補者
番号

6

わた なべ たつ お
渡 邊 龍 男

(1964年6月11日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 住友生命保険相互会社入社
2004年2月 有限会社ソレイルソウル取締役（現任）
2004年6月 株式会社オールアバウト常勤監査役
2012年10月 一般社団法人オープンイノベーション促進協議会理事（現任）
2014年6月 株式会社オールアバウトライフマーケティング監査役（現任）
2016年3月 株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員（現任）
2016年8月 株式会社星野社外取締役
2020年6月 株式会社インターネットインフィニティー監査役（現任）
2020年6月 株式会社セルム社外取締役
2021年3月 株式会社ORJ社外取締役
2023年3月 当社取締役（現任）
2023年6月 株式会社オールアバウト社外取締役 監査等委員（現任）
2023年6月 株式会社セルム社外取締役 監査等委員（現任）

《重要な兼職の状況》

株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員
株式会社インターネットインフィニティー監査役
株式会社オールアバウト社外取締役 監査等委員
株式会社セルム社外取締役 監査等委員

はら だ たつ や
原 田 達 也

(1972年6月14日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月	日本学術振興会特別研究員 (PD)
2001年9月	カーネギーメロン大学客員研究員
2001年12月	東京大学 大学院情報理工学系研究科助手
2006年4月	東京大学 大学院情報理工学系研究科講師
2009年4月	東京大学 大学院情報理工学系研究科准教授
2013年4月	東京大学 大学院情報理工学系研究科教授
2016年10月	理化学研究所 革新知能統合研究センター チームリーダー (現任)
2017年11月	国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授 (現任)
2019年9月	東京大学 先端科学技術研究センター教授 (現任)
2023年3月	当社取締役 (現任)
2023年8月	理化学研究所 理事長補佐 (現任)

《重要な兼職の状況》

東京大学 先端科学技術研究センター教授
理化学研究所 理事長補佐及び革新知能統合研究センター チームリーダー
国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授

- (注) 1. 松尾美香氏の戸籍上の氏名は関口美香であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松尾美香氏、大槻友紀氏、渡邊龍男氏及び原田達也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松尾美香氏は、人事部門を担当する経営者としてのご経験を豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、松尾美香氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 大槻友紀氏は、産業医として職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関するご経験を豊富に有されており、健康経営の推進への助言をいただいているほか取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、大槻友紀氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 渡邊龍男氏は、長年企業経営等のご経験を豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、渡邊龍男氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 原田達也氏は、主に先端技術の専門家としての高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、原田達也氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
8. 当社と社外取締役松尾美香氏、大槻友紀氏、渡邊龍男氏及び原田達也氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約は継続されます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年4月に更新する予定です。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金が填補されます。ただし、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
10. 当社は、松尾美香氏、大槻友紀氏、渡邊龍男氏及び原田達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役2名が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

たんのしんじゅ
丹野伸寿

(1967年6月17日生)

新 任

所有する当社の株式の数
普通株式

4,411株

・略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社ロートレアモン入社
1989年7月 日本システムサービス株式会社（現株式会社CAC Holdings）入社
2009年1月 当社AMOユニット AMO第一部長
2014年4月 株式会社シーエーシー転籍
2015年1月 同社執行役員
2019年3月 同社取締役兼業務担当執行役員（現任）
《重要な兼職の状況》
株式会社シーエーシー監査役（予定）

候補者
番号

2

ほんだひろかず
本多広和

(1970年5月5日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録
阿部・井窪・片山法律事務所入所
2004年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2004年8月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任）
2007年6月 株式会社魚力社外監査役
2015年6月 株式会社魚力社外取締役
一般社団法人日本国際知的財産保護協会業務執行理事
2017年3月 当社監査役（現任）
《重要な兼職の状況》
阿部・井窪・片山法律事務所パートナー

- (注) 1. 丹野伸寿氏は、本総会当日までに株式会社シーエーシーの取締役兼業務担当執行役員を退任する予定です。また、本総会当日までに株式会社シーエーシーの監査役に就任する予定であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本多広和氏は、社外監査役候補者であります。
4. 本多広和氏は、主に弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしていることから、社外監査役候補者として推薦するものであります。なお、本多広和氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社と社外監査役本多広和氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約は継続されます。また、監査役候補者丹野伸寿氏との間でも締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
6. 当社は、役員等損害賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年4月に更新する予定です。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金が填補されます。
- ただし、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。
- なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 当社は、本多広和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、今回非改選となる監査役を含めて、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	企業経営	ファイ ナンス	法務/ リスク/ ガバナンス	IT/ 技術動向/ 製品	グローバル経験	人事/ 人材育成/ 健康経営	社会/ 環境/ サステナビリティ	事業開発/ 営業/ マーケティング
西森 良太	●			●	●	●	●	●
酒匂 明彦	●				●	●	●	●
佐別當 宏友	●			●				●
松尾 美香					●	●	●	
大槻 友紀						●	●	
渡邊 龍男	●	●	●					
原田 達也				●				
川真田 一幾				●				●
丹野 伸寿						●		●
本多 広和			●		●			
石野 雄一	●	●			●			●

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）の売上高については、インド子会社の金融向け大型案件の反動減や国内IT事業における連結除外の影響があった一方、中核子会社の伸長やM&Aによる新規連結、円安効果等により、前年度比3.0%増加の520億63百万円となりました。営業利益については、2022年度より開始した中期経営計画に基づく成長投資や国内IT事業におけるM&Aによる新規連結関連諸費用の計上、連結除外の影響等があったものの、経営効率化の推進や原価率の改善等により、同2.0%増加の33億94百万円となりました。経常利益は同7.8%増加の33億61百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等から同25.2%増の30億96百万円となりました。また、当社グループが重要な経営指標としている調整後EBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却費+株式報酬費用）は、同10.3%増加の45億70百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。売上高につきましては、外部顧客への売上高を表示しています。利益につきましては、当連結会計年度より調整後EBITDAの数値を記載しています。

企業集団のセグメント別売上高

(単位：百万円)

	第58期（2023年度）		第59期（2024年度）		前年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
国内IT	35,905	71.0%	38,866	74.7%	+2,961	+8.2%
海外IT	14,633	29.0%	13,196	25.3%	△1,437	△9.8%
合計	50,539	100.0%	52,063	100.0%	+1,523	+3.0%

企業集団のセグメント別調整後EBITDA

(単位：百万円)

	第58期（2023年度）		第59期（2024年度）		前年度比	
	調整後EBITDA	利益率	調整後EBITDA	利益率	金額	増減率
国内IT	3,709	10.3%	3,889	10.0%	+180	+4.9%
海外IT	1,862	12.7%	1,872	14.2%	+9	+0.5%
調整額	△1,428	-	△1,191	-	+237	-
合計	4,143	8.2%	4,570	8.8%	+427	+10.3%

<国内IT>

前連結会計年度において、子会社1社を連結範囲から除外した影響による減収があったものの、中核子会社における金融・製造顧客向けの伸長やM&Aによる新規連結寄与等により、売上高は388億66百万円（前年度比8.2%増）となりました。調整後EBITDAは、成長基盤の醸成に向けた人的資本投資や新規事業開発への投資、新規連結にかかる諸費用が増加した一方、増収効果や経営効率化を推進したこと等から38億89百万円（同4.9%増）となりました。

<海外IT>

円安効果に加え、中国、米国での案件が伸長したものの、前年度に計上したインド子会社での大型案件の反動減等から、売上高は131億96百万円（前年度比9.8%減）となりました。調整後EBITDAは、インドにおける減収影響を受けつつも、中国、米国等をはじめとする子会社の増収に伴う利益増等により、18億72百万円（同0.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、2億62百万円で、その主なものは、自社利用目的のソフトウェア構築等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社連結子会社である株式会社シーエーシーは、株式会社シー・アイ・エム総合研究所の全株式を2024年3月28日付で取得し、子会社化しました。

また、当社連結子会社である株式会社シーエーシーは、株式会社Rossoの全株式を2024年4月1日付で取得し、子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2021年12月期)	第 57 期 (2022年12月期)	第 58 期 (2023年12月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	47,935	47,971	50,539	52,063
営業利益 (百万円)	3,697	3,187	3,327	3,394
経常利益 (百万円)	3,668	3,158	3,118	3,361
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,476	2,093	2,473	3,096
1株当たり当期純利益 (円)	146.75	123.60	145.23	181.38
総資産 (百万円)	47,261	44,213	48,532	54,733
純資産 (百万円)	31,398	29,300	32,346	37,714
1株当たり純資産額 (円)	1,822.34	1,683.23	1,873.73	2,187.80

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式を除く）に基づいて算出しております。なお、株式給付信託（J-ESOP）に残存する当社株式を、控除する自己株式数に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第57期の期首から適用しており、第57期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主な事業内容
株式会社シーエーシー	百万円 400	% 100.0	システム構築、システム運用管理、BPOサービス
Inspirisys Solutions Limited	百万印ルピー 396	% 69.9	ITインフラストラクチャサービス、ソフトウェアサービス、製品保証サービス
Mitrais Pte. Ltd.	千シンガポールドル 2,329	% 100.0	ソフトウェア製品の販売・メンテナンス、ソフトウェア開発受託サービス

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含む23社であります。
2. 当社は、株式会社CACクロスフュージョンを2024年1月18日付で設立しました。なお、当社の持株比率は100%であります。
3. 当社連結子会社である株式会社シーエーシーは、株式会社シー・アイ・エム総合研究所の全株式を2024年3月28日付で取得し、子会社化しました。
4. 当社連結子会社である株式会社シーエーシーは、株式会社Rossoの全株式を2024年4月1日付で取得し、子会社化しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化が激しい昨今の状況を鑑み、短期的な変動に左右されず持続的な成長を目指すため、10年後のありたい姿としてCAC Vision 2030「テクノロジーとアイデアで、社会にポジティブなインパクトを与え続ける企業グループへ」を策定し取り組んでいます。CAC Vision 2030では、CACグループにおけるAIやIoT等のデジタル技術やデータを活用したソリューションにより人ならではの多様な想像力や創造力を発揮させ、社会課題の解決につなげていくことを想定しています。そしてこのようなポジティブインパクトを与えるデジタルソリューションを定常的に生み出し成長させることで、高収益・高成長の企業グループとなることを目指していくものです。

CAC Vision 2030の実現に向けた期間を、2022年度～2025年度までの前半（以降、「フェーズ1」）と、2026年度～2030年度までの後半（以降、「フェーズ2」）とに分割し、フェーズ1は国内外における既存受託事業での安定した収益の確保とフェーズ2に向けて継続的にデジタルプロダクト&サービスを生み出す仕組みの構築を行う期間とし、フェーズ2ではフェーズ1での仕込みや努力の結果を得る期間と設定した上で、各フェーズにおいて中期経営計画を策定し、遂行しています。

現在の中期経営計画（2022年度～2025年度、フェーズ1）では、国内外における既存受託事業での安定した収益の確保と、2026年度以降のフェーズ2に向けたデジタルプロダクト&サービス創造のための準備として、「成長基盤の醸成」「高収益化」「コーポレート機能の見直し、発展」の3つの戦略を中心に取り組んでいます。また、重要な経営指標としては、売上高、営業利益、営業利益率、ROE、エクイティスプレッド、DOEに加え、2024年度からは、調整後EBITDA※を採択し、それぞれに最終年度である2025年度の目標値として、売上高580億円、調整後EBITDA55億円、ROE10%以上、エクイティスプレッド2.5%以上、DOE5%水準として設定しています。

※調整後EBITDAは、営業利益+減価償却費+のれん償却費+株式報酬費用として算出しています。

2025年度は、国内IT事業および海外IT事業は堅調な推移が見込まれること、また、2024年度にM&Aによりグループ化した連結子会社2社の年間寄与等による売上高の増加が見込まれます。利益面では、増収効果に加えて前年度新規連結子会社の収益向上が見込まれること等から、以下のとおり現在の中期経営計画（2022年度～2025年度、フェーズ1）の最終年度の目標数値を業績予想値としております。

(単位：百万円)

		ご参考： 2024年度 実績	2025年度 予想	前年度比
売上高		52,063	58,000	+5,936
調整後EBITDA (対売上高)		4,570 8.8%	5,500 9.5%	+930 +0.7pt
ROE		8.9%	10.0%	+1.1pt
エクイティスプレッド		1.9%	3.0%	+1.1pt
年間配当		90円	100円	+10円
DOE		4.5%	4.7%	+0.2pt
参考値 将来の予測が困難 なため、参考値と なります。	減価償却	598	600~700	-
	のれん償却	308	300~800	-
	株式報酬等	269	300~400	-
	営業利益 (対売上比)	3,394 6.5%	3,600~4,300 6.2~7.4%	- -
	当期利益 (対売上比)	3,096 5.9%	3,000~3,400 5.2~5.9%	- -

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社23社、持分法適用関連会社3社によって構成されており、国内IT事業、海外IT事業を主な事業としております。各事業における主な内容については次のとおりです。

<国内IT>

国内子会社におけるシステム構築サービス、システム運用管理サービス、人事BPOサービスなどの提供。

当事業における主な子会社：

株式会社シーエーシー、株式会社アークシステム、株式会社CACオルビス

<海外IT>

海外子会社におけるシステム構築サービス、システム運用管理サービス、保守サービスなどの提供。

当事業における主な子会社：

CAC AMERICA CORPORATION、CAC EUROPE LIMITED、希亜思（上海）信息技术有限公司、Inspirisys Solutions Limited、Mitrais Pte. Ltd.

(6) 主要な事業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 東京都中央区

② 子会社の主要な事業所

株式会社シーエーシー	東京都中央区
Inspirisys Solutions Limited	インド チェンナイ
Mitrais Pte. Ltd.	シンガポール

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,653名	206名増

(注) 1. 上記使用人数には、企業集団内への役員出向者3名を含んでおりません。
 2. 前連結会計年度比206名増加しておりますが、主として、96名増は株式会社シーエーシーの事業拡大に伴うもの、21名増は株式会社シー・アイ・エム総合研究所の子会社化に伴うもの、94名増は株式会社Rossoの子会社化に伴うものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	3名増	48.5歳	14.3年

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000百万円
株式会社りそな銀行	800百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の現況 (2024年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 86,284,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 20,541,400株 |
| ③ 株主数 | 7,832名 |
| ④ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数(千株)	持 株 比 率(%)
株式会社小学館	3,102	17.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,687	9.67%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	584	3.35%
CAC社員持株会	509	2.92%
株式会社三井住友銀行	484	2.77%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	444	2.55%
住友不動産株式会社	395	2.27%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	370	2.12%
光通信株式会社	335	1.92%
株式会社巴コーポレーション	300	1.72%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (3,091,091株) を控除して計算しております。

2. 当社は「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が当社株式370,000株を保有しております。同信託E口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	23,820株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2 (3) ④ II 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

「株式給付信託（J-ESOP）」

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、同年11月27日に信託契約を締結いたしました。

I 本制度導入の目的

当社は、当社の株価や当社グループの業績と、当社グループの従業員の処遇との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆さまと共有することにより株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に、当社グループの従業員を主な対象として当社の株式を給付する本制度を導入することにつき決議いたしました。2030年における当社グループのあるべき姿として掲げております「CAC Vision 2030」の実現に向けては、当社従業員及びグループ会社の役員・従業員（以下「従業員等」といいます。）それぞれの高い挑戦意欲が重要であり、その成果に報いるインセンティブプランとして本制度を導入しております。

II 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社及びグループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及びグループ会社は、従業員等に対し当社グループの業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

Ⅲ 信託契約の内容

ア 名称：株式給付信託（J-ESOP）

イ 委託者：当社

ウ 受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）

エ 受益者：従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

オ 信託管理人：当社の従業員から選定

カ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

キ 信託の目的：株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること

ク 本信託契約の締結日：2023年11月27日

ケ 金銭を信託する日：2023年11月27日

コ 信託の期間：2023年11月27日から2026年3月31日まで

（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者又は受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、さらに1年間延長されるものとし、以後同様とします。）

サ 処分する株式の種類及び数：普通株式370,000株

シ 処分価額：1株につき金1,753円

ス 処分総額：648,610,000円

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 森 良 太	株式会社シーエーシー代表取締役社長
取締役会長	酒 匂 明 彦	全国情報サービス産業企業年金基金理事長
専務取締役兼執行役員	清 水 東 吾	戦略投資委員会委員長 経営統括担当兼経営統括本部長
取締役	松 尾 美 香	アサヒグループホールディングス株式会社顧問 株式会社船場社外取締役 監査等委員 マニユライフ生命保険株式会社社外取締役
取締役	大 槻 友 紀	東京ビジネスサービス株式会社専属産業医 株式会社Medical Perch代表取締役
取締役	渡 邊 龍 男	株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員 株式会社インターネットインフィニティ監査役 株式会社オールアバウト社外取締役 監査等委員 株式会社セルム社外取締役 監査等委員
取締役	原 田 達 也	東京大学 先端科学技術研究センター教授 理化学研究所 理事長補佐及び革新知能統合研究センター チームリーダー 国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授
常勤監査役	吉 田 昌 亮	株式会社シーエーシー監査役
常勤監査役	川真田 一 幾	株式会社シーエーシー監査役
監査役	本 多 広 和	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(弁護士)
監査役	石 野 雄 一	株式会社オントラック代表取締役

- (注) 1. 取締役松尾美香氏、取締役大槻友紀氏、取締役渡邊龍男氏及び取締役原田達也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役本多広和氏及び監査役石野雄一氏は、社外監査役であります。
 3. 代表取締役社長西森良太氏は、2024年12月31日に、株式会社シーエーシー代表取締役社長を退任し、2025年1月1日に同社取締役会長に就任しております。
 4. 監査役石野雄一氏は、財務コンサルティング業務を通じて培われた幅広い経験、見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役松尾美香氏、取締役大槻友紀氏、取締役渡邊龍男氏、取締役原田達也氏、監査役本多広和氏及び監査役石野雄一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金が填補されます。

ただし、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

I 役員個人の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i 2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

ア 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

イ 社外取締役を除く取締役の報酬等の額については、月例で支給される基本報酬、毎年一定の時期に賞与として支給される業績連動報酬及び株式報酬により構成されます。基本報酬及び業績連動報酬は現金報酬とし、その額については、取締役等の報酬に関する妥当性を審議するため設置された社外役員を委員長とする報酬委員会における年次計画の達成率等を総合的に勘案した諮問の結果を踏まえ、取締役会からの一任により代表取締役社長が上記株主総会で決議された報酬限度額内で決定しております。

また、株式報酬の額については報酬委員会で算定された各取締役の基本報酬及び予定業績連動報酬額に一定の係数を乗じた額を、次項に記載の株主総会で決議された報酬限度額内で取締役会の決議により決定しております。

なお、業績が目標に対して100%の達成率であったと仮定した場合、金銭報酬（基本報酬及び業績連動報酬）と株式報酬の割合は概ね3対1の比率とし、金銭報酬における基本報酬及び業績連動報酬の割合は2対1の比率とし、その結果、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の割合は2対1対1となるよう設計しております。

業績連動報酬を算定する指標は、当年業績（連結売上高、調整後EBITDAの公表値に対する決算値）、任命業務の評価、エクイティスプレッド（ROE－株主資本コスト）としており、当該指標を選択した理由は短期及び中長期的な視点での貢献度合いを評価するためです。

ウ 社外取締役については、その役割に応じた水準の基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給いたしません。

- ii 監査役の報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況を総合的に勘案し、各監査役の報酬等を決定しております。

II 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については、2006年3月30日開催の第40回定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同決議の対象となる取締役の員数は8名）と、決議しております。また、2019年3月27日開催の第53回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権として年額50百万円以内（ただし、社外取締役は除く。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同決議の対象となる取締役の員数は2名）と、決議しております。

なお、2008年3月27日開催の第42回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止時の要支給額を打ち切り支給すること、また、贈呈の時期は、各取締役及び各監査役の退任時とする旨を併せて決議しております（ただし、社外取締役及び社外監査役は除く）。

監査役については、2022年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額96百万円以内と、決議しております（同決議の対象となる監査役の員数は4名）。

III 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長西森良太が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、上述のとおり、報酬委員会において取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬に関する審議を行い、その答申を踏まえた取締役会で代表取締役社長への一任決議に基づき、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役社長であるからです。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡るよう、上述のとおり報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されております。そのため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

Ⅳ 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が、上記基本方針及び報酬内容を踏まえて多面的に審議した上で、取締役会に答申し、取締役会又は取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、当該答申を尊重して取締役の個人別の報酬額等を決定しているものです。そのため、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における当社の取締役等の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬委員会の活動は、報酬委員会において基本報酬及び業績連動報酬に関する審議をそれぞれ3回行い、その答申を踏まえた取締役会で代表取締役社長への一任決議を1回行っております。

Ⅴ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	172	93	33	45	7名
(うち社外取締役)	(23)	(23)	—	—	(4名)
監 査 役	52	52	—	—	4名
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(—)	(—)	(2名)
合 計	224	145	33	45	11名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額であります。なお、業績連動報酬を算定する指標は、当年業績（連結売上高、調整後EBITDAの公表値に対する決算値）、任命業務の評価、エクイティスプレッド（ROE－株主資本コスト）としております。当年業績等の実績は「1(2)財産及び損益の状況」等に記載のとおりであり、それぞれ基準値を上回ったと評価しております。
3. 上記非金銭報酬等は、当事業年度における議渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。当該株式報酬の内容は「2(3)④Ⅱ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」、その交付状況は「2(1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

Ⅰ 取締役 松尾美香氏

ⅰ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

アサヒグループホールディングス株式会社の顧問、株式会社船場の社外取締役 監査等委員及びマニユライフ生命保険株式会社社外取締役を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、主に人事部門を担当する経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、指名委員会には委員長として出席するとともに報酬委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員選任プロセスや役員報酬の決定プロセスの透明性確保に貢献しております。

II 取締役 大槻友紀氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東京ビジネスサービス株式会社の専属産業医及び株式会社Medical Perchの代表取締役を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する経験を有する産業医としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、サステナビリティ経営委員会のアドバイザーとして客観的な立場から議論に参加し、サステナビリティ経営の推進に貢献しております。

III 取締役 渡邊龍男氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員、株式会社インターネットインフィニティ監査役、株式会社オールアバウトの社外取締役 監査等委員、及び株式会社セルム社外取締役 監査等委員を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、企業経営等の経験を豊富に有する経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、報酬委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員報酬の決定プロセスの透明性確保に貢献しております。

IV 取締役 原田達也氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東京大学 先端科学技術研究センター教授、理化学研究所 理事長補佐及び革新知能統合研究センター チームリーダー並びに国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授を兼務しております。いずれとも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、主に先端技術の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、先端技術委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、AI技術を活用したビジネスモデルの議論の推進に貢献しております。

V 監査役 本多広和氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー(弁護士)を兼務しております。同事務所との特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、主に弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度に開催された監査役会18回のうち18回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

さらに、指名委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員選任プロセスの透明性確保に貢献しております。

VI 監査役 石野雄一氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社オントラックの代表取締役を兼務しております。同社とは特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、主に経営者及び財務コンサルティングの専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度に開催された監査役会18回のうち18回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

さらに、報酬委員会に委員長として出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員報酬の決定プロセスの透明性確保に貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の主な子会社のうち、Inspirisys Solutions Limitedほか5社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会が、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容は、監査役会が決定いたします。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、当社の財務及び事業の方針の決定が不適切な買収により支配されることを防止することが企業価値の向上に資することになるとの観点から、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入しております。本対応方針は、2023年3月29日開催の第57回定時株主総会決議に基づいて更新しており、その有効期間は2026年3月開催予定の当社第60回定時株主総会終結の時までとなっております。詳細につきましては当社ホームページをご覧ください。

(<https://www.cac-holdings.com/ir/soukai.html>)

① 本対応方針に関する基本方針

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに適合したサービスを継続的に提供しております。その結果、特定の企業及びその業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、顧客企業との信頼関係を維持しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との取引関係についての十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには当該買付者及び当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界という観点からの今後の営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が株主の皆さまに提供されることが必要不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆さまが不測の不利益を被ることを防止するとともに、株主の皆さまの利益のために、当社取締役会が、当該買付者に対して買付提案の改善を要求する、あるいは場合によっては当社取締役会が代替案を提示するためのルール（大規模買付ルール）が必要であると考えております。

当社はこのような基本的な考え方のもとで、本対応方針を導入しております。

② 本対応方針の概要

当該買付者には、大規模買付行為の実施前に、株主の皆さま及び当社取締役会の判断のために十分な情報の提供を求めるものとします。

当社取締役会は、必要情報の全てを受領後、一定の期間内に大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は株主の皆さまの利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てやその他適法かつ相当な対抗措置のうち、当社取締役会が適切と判断する対抗措置をとることができるものとし、後者の場合においては、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、特別委員会が株主意思の確認を得るべき旨を勧告した場合又は当社取締役会が株主意思の確認を得るべきと判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆さまの意思を確認することができるものとし、当社取締役会は、かかる株主意思確認のための株主総会の決議に従うものとし、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。株主意思の確認を求める場合、当該買付者は、当社株主の皆さまの意思を確認し、当社による対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始しないものとし、

なお、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を避けるために、当社取締役会は、当該買付者に対する対抗措置をとるか否か及び対抗措置の停止その他重要な判断について、社外取締役、社外監査役並びに必要に応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会の勧告を必ず取得するものとし、当該勧告を最大限尊重するものとし、

当社取締役会が大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令及び証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な手続を実施します。

以上のとおり、本対応方針は当社株式の大規模買付行為に対し、株主の皆さまが判断するのに必要な情報と時間を確保するためのルールを設定し、当該買付者がこのルールを遵守しない場合や大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合などに対抗措置を講ずることを定めたものでありますので、株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題と位置付けており、本中期経営計画期間（2022年12月期～2025年12月期）の2年目以降においては株主還元の姿勢をより明確にするため、配当金額は自己資本配当率（DOE）5%水準を目指すことを基本方針とし、各期の業績や経済情勢も勘案しながら決定してまいります。

なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	25,095	流動負債	10,407
現金及び預金	12,869	支払手形及び買掛金	2,732
受取手形、売掛金及び契約資産	9,811	短期借入金	50
有価証券	911	1年内償還予定の社債	16
商品	66	1年内返済予定の長期借入金	87
仕掛品	193	リース債務	73
貯蔵品	8	未払費用	1,756
前払費用	1,168	未払法人税等	1,400
その他	563	未払消費税等	976
貸倒引当金	△497	賞与引当金	833
固定資産	29,637	受注損失引当金	4
(有形固定資産)	1,634	資産除去債務	67
建物及び構築物	998	その他	2,407
機械装置及び運搬具	88	固定負債	6,612
土地	192	社債	10
その他	354	長期借入金	1,713
(無形固定資産)	4,174	リース債務	123
ソフトウェア	348	株式給付引当金	164
のれん	3,032	退職給付に係る負債	945
顧客関連資産	615	資産除去債務	252
その他	178	繰延税金負債	3,200
(投資その他の資産)	23,828	その他	201
投資有価証券	21,820	負債合計	17,019
長期前払費用	138	純資産の部	
差入保証金	794	株主資本	26,363
繰延税金資産	442	資本金	3,702
その他	635	資本剰余金	3,555
貸倒引当金	△3	利益剰余金	23,482
繰延資産	0	自己株式	△4,375
		その他の包括利益累計額	11,004
		その他有価証券評価差額金	8,872
		為替換算調整勘定	1,371
		退職給付に係る調整累計額	760
		非支配株主持分	346
資産合計	54,733	純資産合計	37,714
		負債・純資産合計	54,733

連結損益計算書（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		52,063
売上原価		38,491
売上総利益		13,571
販売費及び一般管理費		10,177
営業利益		3,394
営業外収益		
受取利息・配当金	225	
その他	220	446
営業外費用		
支払利息	36	
その他	442	479
経常利益		3,361
特別利益		
投資有価証券売却益	2,069	2,069
特別損失		
減損損失	191	
投資有価証券売却損	87	
特定プロジェクト対策損失	379	
その他	83	742
税金等調整前当期純利益		4,687
法人税、住民税及び事業税	1,665	
法人税等調整額	△244	1,420
当期純利益		3,266
非支配株主に帰属する当期純利益		170
親会社株主に帰属する当期純利益		3,096

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,673	流動負債	1,636
現金及び預金	3,039	短期借入金	987
売掛金	34	1年内返済予定の長期借入金	86
前払費用	89	未払金	11
1年内回収予定の長期貸付金	272	未払費用	172
未収法人税等	126	未収法人税等	327
未収消費税等	6	預り金	9
その他	103	賞与引当金	28
固定資産	32,005	その他	12
(有形固定資産)	230	固定負債	3,912
建物	173	長期借入金	1,713
器具及び備品	33	長期未払金	8
土地	23	株式給付引当金	164
(無形固定資産)	1	資産除去債務	43
ソフトウェア	1	繰延税金負債	1,942
(投資その他の資産)	31,774	その他	38
投資有価証券	15,937	負債合計	5,548
関係会社株式	9,214	純資産の部	
関係会社出資金	2,054	株主資本	21,915
長期貸付金	4,011	資本金	3,702
長期前払費用	36	資本剰余金	4,288
差入保証金	471	資本準備金	3,953
その他	49	その他資本剰余金	335
貸倒引当金	△1	利益剰余金	18,300
		利益準備金	79
		その他利益剰余金	18,221
		別途積立金	9,614
		繰越利益剰余金	8,607
		自己株式	△4,375
		評価・換算差額等	8,214
		その他有価証券評価差額金	8,214
資産合計	35,679	純資産合計	30,130
		負債・純資産合計	35,679

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		3,071
営業費用		1,505
営業利益		1,566
営業外収益		
受取利息・配当金	238	
その他	192	431
営業外費用		
支払利息	17	
その他	129	147
経常利益		1,850
特別利益		
投資有価証券売却益	2,069	2,069
特別損失		
投資有価証券売却損	87	87
税引前当期純利益		3,831
法人税、住民税及び事業税	327	
法人税等調整額	△4	323
当期純利益		3,508

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社CAC Holdings
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松亮一 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 渡部興市郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CAC Holdingsの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CAC Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社CAC Holdings

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松亮一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部興市郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAC Holdingsの2024年1月1日から2024年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、当期の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株 式 会 社	CAC Holdings	監 査 役 会
	常勤監査役	吉 田 昌 亮 ㊟
	常勤監査役	川 真 田 一 幾 ㊟
	社外監査役	本 多 広 和 ㊟
	社外監査役	石 野 雄 一 ㊟

以 上

第59回定時株主総会 会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社CAC Holdings
本社ビル1階ポッチャコート
電話 (03) 6667-8001

交通機関

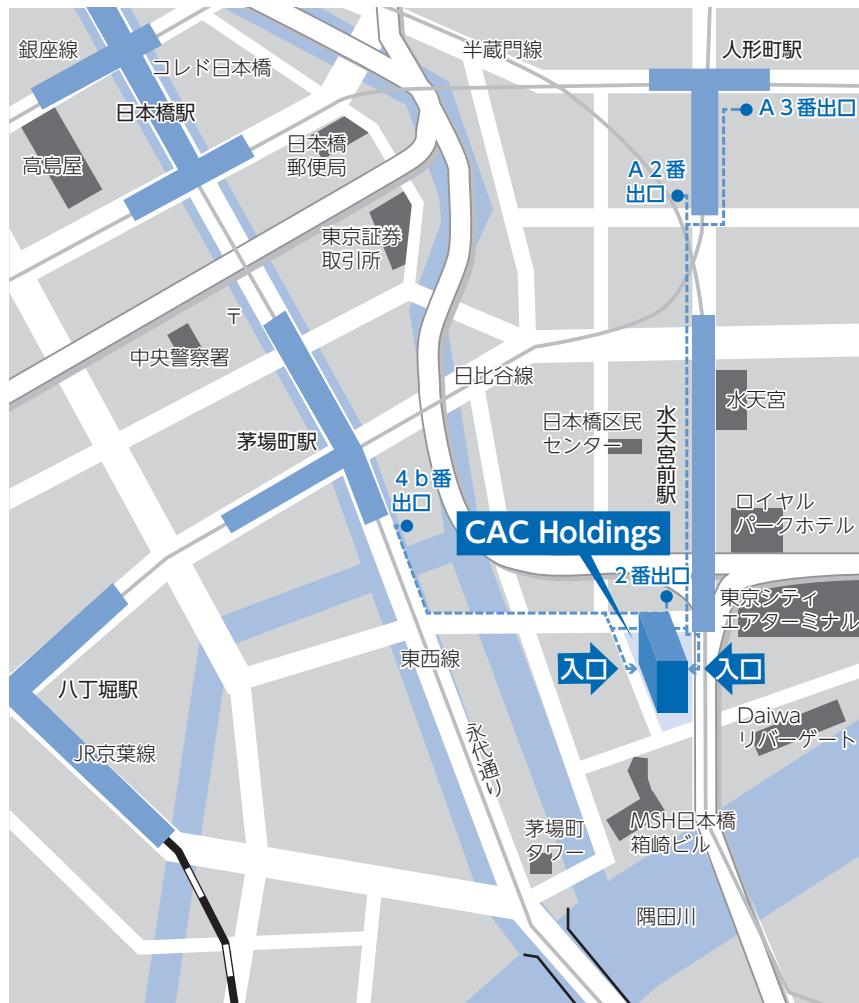
東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅
2番出口より徒歩1分

東西線、日比谷線 茅場町駅
4b番出口より徒歩8分

日比谷線、浅草線 人形町駅
A2番出口より徒歩8分 (日比谷線)
又はA3番出口より徒歩10分

お願い

会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



<お体が不自由な方又は障害のある株主様へのご案内>

車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には、2025年3月19日(水)までに当社ウェブサイトのお問い合わせフォーム(サイト全般、その他のお問い合わせ)よりご連絡をお願いいたします。

当社ウェブサイト：<https://www.cac-holdings.com/toiawase/site/>

CAC 株式会社 CAC Holdings

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK

環境に配慮した
「ベジタブルインキ」を
使用しています。